

「その他」の登録に関するガイドライン

1. 本ガイドラインの趣旨と目的

(公財)日本ラグビーフットボール協会(以下「日本協会」)の規程では、原則としてチームを通じた選手および役員の登録を行っていますが、競技環境の変化に伴い、従来のチーム種別に該当しない、あるいは所属チームを持たない個人がプレーを希望するケースが増加しています。こうした選手を安全かつ適切に受け入れ、ラグビーをプレーする機会を保障するため、チーム登録等に関する規程第4条第1項第11号に基づき、新たに「その他」のチーム種別を設けました。本ガイドラインは、「その他」種別を利用した登録に関する運用基準を定め、以下の4点を実現することを目的とします。

- ①登録者が代表チームや選抜チーム等に選考される権利の保障
- ②大会に参加する権利の付与(※各大会が設定する参加条件に準ずる)
- ③傷害見舞金の対象となることの明確化
- ④日本協会における公式なプレーヤーとしての存在・ステータスの明確化

2. 対象となる選手(注意事項)

本制度は、単なる自己都合(既存チームのルールの回避や、会費支払いの免脱など)による登録は対象としておりません。具体的には以下のようなケースを想定しており、最終的な受け入れ可否は当該都道府県協会が判断することになります。

<想定されるケース例>

- ・居住する地域周辺に、自身の年齢に合致するチームが存在しない場合
- ・所属チームが休部・廃部となり、移籍可能なチームが見つからず、選抜チームでの活動が発生する場合
- ・その他、都道府県協会が普及・育成の観点から特段の事情があると認めた場合

3. 登録の手続き、手順

選手は、以下の方法で、所属の都道府県協会を通じて「その他」で登録をすることができます。ただし、当該の都道府県協会が具体的な対応については判断・設定します。

その他カテゴリーへの登録

1	希望する選手は、所属予定の都道府県協会に「その他」種別での登録希望を申し出る
2	都道府県協会は希望選手からヒアリング等を行い、「その他」登録受入の妥当性を検討、判断する
3	都道府県協会は、受入を承認した場合、Rugby Family を通じて代理で登録申請を行う
4	選手は、所定の個人登録料を支払うことで、登録が完了となる

4. 個人登録料について

選手は Rugby Family の手続き、支払い方法に則して、所定の個人登録料をお支払いください。

5. 運用における注意点

本制度の運用にあたり、各協会は以下の役割を担い、連携して適切な登録状況の把握に努めるものとします。

① 都道府県協会

- (ア) 都道府県協会は、ラグビーのプレー機会を拡大するために、「その他」の登録に取り組む。
- (イ) 安全面に配慮して適切な運営を行う。
- (ウ) 登録状況を管理し、支部協会・日本協会に必要に応じて報告する。

② 支部協会

- (ア) 支部協会は、ラグビーのプレー機会を拡大するために、「その他」の登録に取り組む都道府県協会を支援する。
- (イ) 安全面に配慮して適切な運営を行う。
- (ウ) 都道府県協会と連携して登録状況を管理する。必要に応じて日本協会に報告する。

③ 日本協会

- (ア) 日本協会は、ラグビーのプレー機会を拡大するために、「その他」登録に取り組む都道府県協会を支援する。
- (イ) 安全面に配慮して適切な運営を行う。
- (ウ) 都道府県協会・支部協会と連携して登録状況を管理する。

6. ガイドラインの遵守

本制度の運用において、以下の事項を厳守して下さい。

- ① 無登録での活動がないよう十分に注意して下さい。
- ② 選手の共通 ID は一つのみです。一人の選手が複数の共通 ID を持つことはできません。
- ③ 「JRFU 新登録管理システム(Rugby Family)」での登録は正確に行ってください。

7. 本件に関するお問い合わせ先

(公財)日本ラグビーフットボール協会 登録制度担当
tourokuseido@rugby-japan.or.jp

2026年3月9日 制定

2026年4月1日 施行

<参考>

前項のガイドラインの記載内容について、AI を用いてグラフィカルに表現いたしました。参考としてご覧ください。
※AI による生成画像のため、あくまでイメージとして、内容の正確性を保証するものではありません。

■「その他」登録導入の目的

ラグビー新区分「その他」登録ガイド:すべての選手にプレーの機会を

「プレーを希望する選手に機会を」
所属チームを持たない個人等の受け入れ機会を保障します。

代表・選抜チームへの 選考権利

登録により、代表チームや各選抜チーム等の選考対象となる権利が保障されます。

公式大会への 参加権利

大会への参加権利が付与されます(※大会規定により制限がある場合があります)。

傷害見舞金の 対象を明確化

プレー中の万が一の怪我に対し、傷害見舞金の支給対象となることが明確化されます。

公式プレーヤー としての地位確立

日本協会における公式なプレーヤーとしての存在・ステータスが明確になります。

※大会の参加は原則チーム単位になるため、
その他登録での大会参加は
大会要項等が認めた場合に限る

© NotebookLM

■「その他」登録の申請フロー

ラグビー「その他」カテゴリー登録:かんたん4ステップガイド

所属チームのない選手にプレー機会を保障する「その他」カテゴリー。登録は都道府県協会による審査と代理申請を経て完了します。



① 都道府県協会への 申し出

登録を希望する選手は、まず所属予定の都道府県協会へ登録希望を伝えます。



② 妥当性の検討・判断

協会が選手へのヒアリングを行い、登録を受け入れるべき正当な理由があるか判断します。



③ 協会による代理申請

代理申請は都道府県協会が行います

協会は受入を承認した場合、システムを通じて代理で登録申請を行います。



④ 選手による 登録料の支払い

登録料を支払うのは選手本人です

選手本人が所定の個人登録料を支払うことで、正式に登録が完了となります。

© NotebookLM